

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」に関する意見

2018年5月31日

水源開発問題全国連絡会・共同代表 嶋津暉之

本法案について反対の立場で意見を述べる。

所有者不明土地の全国的な増加に伴い、公共事業の推進においてその問題への対応が必要であり、また、所有者不明土地の利用の円滑化を図る必要があるという現状については異論はない。

本法案は、

- 国、都道府県知事が事業認定した公共事業について、収用委員会に代わり、都道府県知事が裁定する収用手続きに変えること、
- 地域福利増進事業を創設し、利用権を設定して所有者不明土地の利用を図ること、
- 土地の所有者の探索のために必要な公的情報を行政機関が利用できる制度を創設することなどを柱としている。

このうち、二番目の地域福利増進事業の創設、三番目の土地の所有者を探索できる制度の創設は必要なことであり、異論はない。

問題は一番目の収用委員会に代わって都道府県知事が裁定する収用手続きに変えることである。土地収用法が定める収用手続きは、憲法29条が保障する土地所有権そのものを「公共のため」に権利者の意に反してでも奪うという、財産権の侵害度が最も高い手続きである。権利者に対する十分な手続保障があつてこそ、公共目的で権利を奪うことが正当化されるのであり、その手続きとして収用委員会という第三者機関による公開審理は不可欠のものである、

収用委員会は、公共の利益と私有財産との調整を図るために、公正中立な立場で判断する権能を与えられた行政委員会である。都道府県知事等の機関から、独立して職務を行うものであり、収用が財産権の侵害度が最も高い手続きであるからこそ、収用委員会による公開審理が必要とされているのである。

ところが、本法案では所有者不明土地とされる土地は、収用委員会の公開審理をなくし、都道府県知事の裁定に代えることになっている。となると、都道府県の公共事業の場合は、事業者も収用の裁定者も同じ都道府県となり、都道府県の判断だけで進むことになり、公正な収用であるかどうか、所有者不明土地とされているが、調査を尽くしたものであるかどうかについて第三者機関によるチェックが行われないことになってし

まう。

現在の土地収用法でも所有者不明土地は「不明裁決」、すなわち、土地収用法48条4項ただし書の適用により、収用委員会の公開審理を経て、収用することは可能であり、実際に行われてきている。必要に応じて収用委員会の「不明裁決」を続ければよいだけの話である。

本法案で収用委員会の公開審理をなくし、都道府県知事が裁定するようにすること、さらに、国土交通省が近く策定する「事業認定の円滑化マニュアル」を普及させることにより、事業認定申請から、事業者が所有権を取得するまでの期間を大幅に短縮することになっている。

しかし、所有者不明土地への対応が必要だということを名目にして、収用手続きの簡素化が進められれば、必要性が希薄な公共事業が一層まかり通る可能性が高くなることを強く危惧せざるをえない。

反対意見を無視して不要不急の公共事業、自然や地元住民の生活に多大な影響を与える公共事業が強行されているという現実がある。その事業用地の取得のため、土地収用法により、事業認定の手続きが取られるが、事業認定の制度が形骸化しており、所定の手続きさえ踏めば、事業認定が得られ、強制収用が法的に可能となるようになっている。

公共事業の必要性の是非について厳格な審査が行われるよう、事業認定制度の抜本的な改善が必要である。

事業認定の厳格化への改善無しに、土地収用手続きの簡素化を進めれば、必要性が希薄な公共事業が一層まかり通ることになってしまう。

現行の事業認定制度がどれほど形骸化しているかを示す象徴的な例がある。長崎県が、佐世保市に隣接する川棚町に建設を予定している石木ダムである、目的は佐世保市水道の水源確保と川棚川の洪水調節である。

石木ダムの予定地では13世帯の地権者が約40年前から絶対反対の姿勢を堅持している。この13世帯の土地と家屋を強制収用すべく、長崎県と佐世保市は国土交通省九州地方整備局に対して事業認定の申請を行い、2013年9月に事業認定の告示がされた。そして、2014年9月から長崎県収用委員会による審理が進められている。

しかし、石木ダムの必要性はきわめて疑わしい。利水面では佐世保市水道の水需要が2000年代になってから、減少の一途を辿ってきているにもかかわらず、佐世保市は水需要が急増するという架空の予測を行って、石木ダムが必要だという話をつくりあげている。

また、治水面では川棚川流域において石木ダムで対応する流域面積は全体のわずか

1/10 にすぎない。石木ダムは川棚川の洪水対策としてあまりにも限定的であり、河道整備などの有効な治水対策に河川予算を回すべきである。

このように利水治水の両面で、石木ダムの必要性が極めて疑わしいにもかかわらず、事業認定が下りたのである。

それは現行の事業認定制度そのものに根本的な欠陥があるからに他ならない。

第一に、事業認定庁の中立性の問題がある。公共事業の総元締というべき国土交通省が事業認定庁であるから、事業認定に関して公正な判断が行われるはずがない。中立性が担保される機関が行うべきである。

第二に市民等の意見を聴く公聴会があるものの、全くのセレモニーになっており、公聴会でどのように公述しようとも、事業認定に影響を及ぼさないようになっている。公聴会は、事業認定庁とは別の第三者の議長のもとに、公述者と事業者が事業の是非について徹底した討論が行えるものでなければならない。

第三に学識経験者の意見聴取が形骸化している。意見を聴くのは国土交通省の社会資本整備審議会の公共用地分科会であり、国土交通省の身内である。事業認定庁から独立した、中立性が担保される委員会で行わなければならない。

しかも、この公共用地分科会は非公開で開かれ、その議事録を情報公開請求で求めても委員の発言はすべて黒塗りになっている。非公開が徹底されており、真つ当な審議会ではない。きわめて簡単な議事要旨のみが公開されているが、それを見ても、公共用地分科会ではまともな審議が行われた形跡がない。

このように現行の事業認定制度は根本的な欠陥があるため、必要性が極めて疑わしい石木ダムにも事業認定のお墨付きが出ているのである。

なお、石木ダムについては、ダム反対地権者 13 世帯の家屋と土地を奪う強制収用は許されないとする世論が今、高まっている。

事業認定制度の形骸化を放置したまま、本法案を制定し、所有者不明土地への対応が必要だということを名目にして、収用手続きの簡素化が進められれば、必要性が希薄な公共事業が一層まかり通る可能性が高いと言わざるを得ない。

公共事業の必要性の是非について厳格な審査が行われるよう、事業認定制度の抜本的な改善が必要であり、その改善無しに、本法案によって土地収用手続きの簡素化を進めるべきではない。

以上